

八千代市住居表示審議会議事録

会議名・・・八千代市住居表示審議会

会 場・・・市役所 旧館5階 第3会議室

日 時・・・平成23年2月14日（月） 午後15:00～15:50

出席者 【委 員】

青柳委員（会長）、渥美委員（副会長）、中台委員、岡委員（代理吉岡警務課長）、一條委員（代理 齋藤郵便課長）、菱木委員、深澤委員、岡本委員、宮本委員

【幹 事】

小出総務企画部長、相馬財務部長、石井安全環境部長、山崎総務課長、八木澤情報管理課長（代理 浅倉主査）、土生資産税課長、真木戸籍住民課長

【事 務 局】

渡邊都市整備部長、榊原都市整備部次長、
（都市計画課）藤代課長、齋藤副主幹、萩野主査、戸田主任主事、清宮主事

公開・非公開・・・公開

傍聴者・・・1名

議事・・・以下のとおり

（議案の審議）

榊原次長

本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私、都市整備部次長の榊原でございます。審議を開始する前に、しばらく司会を努めさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。始めに都市整備部長よりご挨拶申し上げます。

渡邊部長

本日はご多忙のところ、住居表示審議会を開催いただきまして、ありがとうございます。

委員の皆様におかれましては、日頃より本市行政に対し、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、前回の住居表示審議会では、「住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について」ご承認賜りましたが、本日は、その続きと申しますか、勝田台駅の北側の地区約38ヘクタールで住居表示するため、勝田台北として「字の区域（いわゆる町名）」を区分し、周辺の字界の整理を実施するとともに、その「字」に、住所の基本と

なる「街区の区域」と「街区符号（街区の番号）」を決定することについて、ご審議いただきたいとするものであります。

本市の市街地では、土地区画整理事業等によって計画的に「字名」や地番が整理されている地域もございますが、従来からの「字の区域」や土地の地番が入り組んで、所在の特定が容易でない地域もございます。

よって、分かり易いまちづくりを進めるために、住居表示を実施していく必要性がございますが、住居表示の実施につきましては、地域住民の合意が必要となりますので、地域の状況を把握し、地域住民とのコンセンサスを十分に図りながら整備を進めてゆく事が必要であります。

当該地区につきましても、昭和56年より住居表示実施についての議論がございましたが、当時は、地域の特性や歴史的な背景、また、住民の多様な考え方などから、実施には至りませんでした。時代の流れや周辺市街地の変化などに伴い、住民の考え方も変化して、実施に至ることになりました。

その際、住民意見の取りまとめなどでいろいろと難しい問題もございましたが、地域の自治会のご支援やご理解をいただきながら作成された実施案となっておりますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

榊原次長

——出席者紹介——

(会議の公開)

続きまして、本日の会議の公開・非公開について申し上げます。

本日の審議会に諮問されました議案につきましては、八千代市審議会等の会議の公開に関する要領第4条第1項の規定により公開といたします。

(開 会)

榊原次長

それでは、これより先の議事の進行は、八千代市住居表示審議会条例第6条第1項の規定により、青柳会長をお願いいたします。

住居表示審議会（議長進行）

青柳会長

青柳でございます、本日はお忙しいところお集まりいただき、お礼申し上げます。三寒四温と申しますが、だんだんこれから春になってくると思いますが、大変寒い中お集まりいただきましてありがとうございます。本日の議事につきましては、委員の皆様のご協力を賜りながら進行させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。それでは、八千代市住居表示審議会を開会いたします。

榊原次長

会議を傍聴される方をお願いいたします。

傍聴の際は、静粛をお願いいたします。その他、傍聴証裏面の注意事項を

青柳会長

守り、傍聴されるようお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

(定足数の報告)

定足数を報告いたします。

本日の出席委員は9名です。

過半数の委員の出席がございますので、本日の会議は成立いたしました。

(諮問案件の審議)

次に諮問案件の審議に入ります。

本日の諮問案件は、勝田台駅北側地区への住居表示実施に係る諮問案件2件です。

それでは、諮問第1号 住居表示実施に伴う字の区域及び名称の変更について事務局の説明を求めます。

(事務局説明)

都市計画課長の藤代です。よろしくお願ひします。

始めに、あらかじめ配布させていただきました書類のご確認をお願いいたします。

(書類確認 住居表示審議会会議次第、座席表、委員名簿、諮問第1号、同2号、位置図、勝田台北住居表示実施新旧字界図(実施前)(別図1)、勝田台北住居表示実施新旧字界図(実施後)(別図2)、勝田台北住居表示実施新旧字界図(実施前・後)(参考図)、丁目街区割り予定図(市案)(別図3)、参考法規抜粋となっておりますが、ございますでしょうか？

それでは、諮問第1号のご説明をさせていただきます。

※ 諮問第1号の原文を読み上げる。

それでは、内容につきましてご説明いたします。

3ページをご覧いただきたいと思ひます。

今回ご審議いただきます箇所は、地理的には八千代市の南東部に位置し、京成勝田台駅の北側の半径約500mの範囲であり、水色の範囲となつていて、区域の西側には台町自治会、東側は栄町町会と2つの地縁団体が存在しています。

勝田台駅からおおむね徒歩10分圏内で、京成電鉄と東葉高速鉄道の2路線が利用でき、国道296号沿線と同16号にもほど近い、交通環境に恵まれ、都心や成田国際空港へのアクセスも容易な地区であります。

前回の住居表示審議会で、住居表示に関する法律第3条第1項の規定に基づく「住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法を街区方式とすることについて」原案のとおり同意頂き、平成22年の1

1月の八千代市議会第4回定例会で議決された区域と昭和56年12月の八千代市議会第4回定例会において、議決済みの「住居表示を実施すべき市街地の区域」への住居表示実施の案件であります。

この地区の住居表示実施に至るまでの経緯をご説明いたします。

この地区は、地縁団体であります台町自治会と栄町町会の区域とほぼ同一の区域となっております。

昭和56年以前より、周辺の既に住居表示実施済みの勝田台南丁目地区と下市場丁目地区と同時期に住居表示を実施するため、昭和56年に住居表示を実施すべき市街地の区域に指定し、当時も自治会との協議を行った経緯がございますが、その際は、町名の決定で自治会会員の合意がなされず、住居表示実施に至りませんでした。

その後も都度、住居表示実施の話がありましたが、住民部局における住民基本台帳の電算化の事業や、市街地整備事業として、隣接の区域での辺田前土地区画整理事業の進捗などの関係で、住居表示実施までに至りませんでした。その後、両自治会より自治会要望などで市に対し実施要望が出されるなどして、その後、協議を開始し、自治会で住居表示に関するアンケートの実施や、平成21年12月の住居表示に関する地域住民説明会などを経て、地域住民の理解の向上に努め、平成22年3月4日には、両自治会より勝田台北で住居表示を実施して欲しい旨の要望書が提出されました。

その後、市は、具体的な住居表示実施案を作成し、両自治会との協議を経て今日に至っています。

次に、住居表示実施に係る新旧字（町）界についてご説明いたします。

4ページの別図1をご覧ください。今回、住居表示を実施する前の字（町）の区域及び名称を示した図面であります。

住居表示実施を予定しています区域の大部分が村上の字の区域となっておりますが、勝田台駅の北側に勝田の飛び地があります。

また、図面の西側の部分では、村上、下市場、村上南4丁目と混在しており、図面東側には上高野の一部の区域が入っております。

また、住所となる番地は、土地の地番からなり、番号が不規則であるため、現状の住所の分布状況は、地図などを一見しただけでは場所の特定が困難な状況であります。

5ページの別図2をご覧ください。

新たに勝田台北1丁目から3丁目に住居表示を実施して字（町）の区域と名称を図のとおりとしたいとするものです。区割りの際には産業地と地域のコミュニティに配慮した上で、基幹となる道路で区分し、地域の中心となる勝田台駅を起点に、時計周りに1丁目から配置いたしました。

勝田台北の区域面積は約38.2haで、内訳といたしましては、勝田台北1丁目が約15.7ha、同2丁目が12.8ha、同3丁目が約9.7haとなっております。

旧自治省の住居表示実施基準の運用では20から30haが町の最大規模

とされております。

本市の住居表示の整備方針では、住宅地域では、7から14haを標準面積としておりますので、1丁目が少し大きくなってはいますが、1丁目の区域につきましては、平成元年2月に土地区画整理事業が終了した区域であり、区画は整形で整然と配置されているため、住居表示によって規則性のある所在になれば、合理性に関して、支障はないものと考えています。

それから、各丁目の街区ですが、諮問第2号でもご説明させていただきますが、7ページの別図3のように、各丁目の街区数は1丁目が26番、2丁目が28番、3丁目は27番としており、街区番号上は、ほぼ同数となっております。

ページが前後いたしますが、6ページの参考図は、別図1と別図2の重ね図であります。図のように、従来の字の区域と名称を変更し、新たに勝田台北1丁目から同3丁目とすることによって、字の区域の境界を整理し、市民生活の利便性の向上を図りたいとするものであります。

諮問第1号の説明は以上であります。よろしくご審議お願いします。

青柳会長 ただいま、事務局から諮問第1号の説明がありました。これらについて、何かご意見、ご質問はありますか？

岡本委員 実施することで、小学校・中学校の学区の変更はあるんですか？

藤代課長 学区については、影響ないと考えております。

岡本委員 影響ないというのはこのままで、例えば村上だったら村上小学校に行きます、駅の周辺だったら、勝田台小学校に行くというような理解でよろしいですか？

藤代課長 長期的にはどうなるか、というような議論もあるかと思いますが、少なくとも今の間は特に住所が変わったからといって変更はございません。

萩野主査 学区は教育委員会の方で別に審議する場がありまして、通学区域の合理性や生徒数の定数を加味して決められていくということで伺っております。20年、30年後の長期的なスパンでみますと変わる可能性もあるかもしれませんが、その時は学区審議会の方で審議され変更されることとなります。

青柳会長 岡本委員よろしいでしょうか。

要は現況のまま当面は進行する、必要があれば教育委員会の方で審議が行われるということです。

他に何かありますでしょうか？

中台委員 今日自治会の代表として来てますので、自治会の方から質問させていただきます。

今の説明では、台町自治会と栄町町会しか出てきておりませんが、実際、下市場の方にも村上にも自治会はあると思いますが、その辺への説明はなされておりますか？

萩野主査 法律上は影響のある方が関係者ということになっております。

ただ、実施の際には周辺住民への合意もあろうかと思いますが、今回は昭

和56年の議決のエリアが残っているということで両自治会さんと話をしておりましたので、周辺自治会さんのエリアまでは影響は及ぼしておりません。

中台委員 今まで村上の自治会にいた人が、勝田台の自治会に変わるようなことはないんですか？

萩野主査 基本的には自治会さんの区域を変えるということはありません。ですから住所が村上南で台町自治会の人もいるかと思います。

中台委員 その地区・その地区で自治会長さんをやっている期間が長い人ならこういうことも分かるんですが、短い方は経過が分かりにくいので、その辺のPRが近隣の方や関係ある方にどれくらいなされているかお聞きしたかったので質問したんですが・・・

何故かといいますと、私は大和田新田に住んでいるんですが、盛んに開発等もされておまして一番住所が分かりにくいところなんです、一番が船橋よりで最後が市役所も入るんですが、すごい広い地域なんです。

ですからこういう住居表示は回りの議員さんとか私も含めてどんどん進めてもらいたいと言っておりますが、ただ回りの自治会さんにはそういう必要がないという方もおられますので、それをお聞きしたかったので・・・

藤代課長 住民へのPRということですと、広報やちよの中でも平成21年の12月15日号と平成22年10月15日号でお知らせした経緯がございます。当然、地区内への住民説明会でも説明はしているところでございます。そういう状況でございます。

中台委員 八千代市の広報は新聞折込を取っている方が主ですが、マンション等に住んでいる方は新聞を取っていない方が多いんですよ。

私のところにくるのは、八千代市は不親切だ、細かい状況が入らないという要望が多いんです。

ですので、なるべくならもっと細かくPRしてもらいたいなと思います。

青柳会長 関連のあるところに広報での周知も大切だと思いますけども、先ほど伺いましたら八千代市は住居表示実施率は36パーセントでございます。

まだ7割近くが未実施であります。

大和田新田はその代表的なところだと思いますが、今後のことを考えますとそういうところに一步一步丁寧な対応が必要かなあとしますので、ご配慮の程よろしくお願いします。

他に何かありますか？

宮本委員 今の話と関連するんですが、私は台町に住んでいるんですが、台町には今1,000世帯あるんですね。ところが、自治会に入っているのは半分ぐらいなんですね。

今まで自治会内の住民の意向を集約するために、アンケートを何度も行ったんですが、かなりの方がですね・・・

何も知らないかも知れないんですね。

特に集合住宅に住んでる方々ですが、なかなか意向把握が難しいんですね。

我々の自治会内は意見が賛成でまとまってるからいいんですが・・・
だから今後本当に民主的・合理的に町名とかを変える場合は、やっぱりその辺のことをどうするかということがあるかもしれませんね。

非常に難しいのかなと・・・

これは質問というかそういう感じがしております。

青柳会長
藤代課長

事務局これについてなにかコメントございますか？

今後市としましても出来るだけ丁寧に地元の方に説明していければと考えております。

宮本委員

今度新しく区画が変わるわけですが、案を見てもかなりデコボコが残るんですね。

区画整理やるときに村上南4丁目ですか・・・

鍵みたいに入り込んでるところがありますが、そこが今回住所が変わって2年足らずで我々のところに勝田台北として入っていただくんですけども、土地区画整理をやるときに住居表示のことを考えて市の方にもう少し先見性をもっていただけなかったのが不思議に思うんです。

そういうものが、市の中に縦割りとか何とか事業等があるのか知りませんが、そこは調整してもらえれば簡単なことだと思うんですが・・・

青柳会長

事務局の方から基本的なところで住居表示と区画整理の関係それから辺田前ですか？この少し入り組んでいるところについてご説明願えますか。

藤代課長

辺田前地区につきましては、組合施行の区画整理事業ということで、市の方としましても出来るだけ正形で考えておりましたが、区画整理事業の進捗状況等も組合事業という考え方の中で、打ち合わせ等も何度かやってきたんですがなかなかうまく成功しなかったということがございまして、今後はこういったことが無いように住居表示について進めていきたい、そういう風に考えております。

青柳会長

あと、基本的なところで住居表示と土地区画整理が基本的にどういう関係にあるのかということと、同時実施ということが可能であるのかということも含めてなんですけどもご説明願います。

萩野主査

土地区画整理と住居表示を関連づけて整備している市町村もございます。住居表示法の規定では、区画整理地に住居表示を実施する場合にだけ換地処分を待たずに実施出来るという規定がありまして、こういった合わせ技も可能です。

本市の状況についてですが、土地区画整理事業で町名と地番を整理し・きれいになったところについては、昔から住居表示までやる必要はないでしょうということで、関連づけて実施しておりません。

ただ、今回の村上南の土地区画整理実施の際には、組合の方とだいぶ折衝もしたんですが、土地区画整理自体がバブル崩壊前の計画で事業費に関連する部分で土地区画整理組合さんの土地区画整理事業自体もうまく進まなくなったという時代背景もありまして、なかなかうまくはいきませんでした。

今後は貴重なご意見をいただきましたので、その辺の経験を生かしてもう少しうまく進めていければと考えています。

青柳会長

他に何かございますか。

それでは、諮問第1号へのご意見は出つくしたようでございますので、皆さんのご意見を審議会の意見として、まとめていきたいと思えます。

諮問第1号 住居表示実施に伴う字の区域及び名称の変更について、事務局の案のとおり、進めてもらうということで、

賛成の委員は挙手願います。

挙手全員です。事務局の案のとおり、意見無しといたします。

次に、諮問第2号 住居表示実施に伴う街区の区域及び街区符号の決定について事務局の説明を求めます。

藤代課長

諮問第1号につきましてはご承認ありがとうございました。

※ 諮問第2号の原文を読み上げる。

次に、諮問第2号のご説明をさせていただきます。

諮問第2号「住居表示実施に伴う街区の区域及び街区符号の決定について」をご覧ください。

勝田台駅北側地区の「住居表示を実施すべき市街地の区域」につきましては、過去2回の住居表示審議会でご意見を賜り、その区域と街区方式での整備が市議会で議決されております。諮問第2号では、住居表示を実施する際の、街区の区域と街区番号についてご審議願います。

始めに街区の区域についてご説明いたします。

7ページの別図3をご覧ください。基本的には各丁目を道路や堅牢な構造物等で、区切って街区としています。ただし道路の設置状況や各住宅の出入り口の道路へのアクセスの関係で、順番に住居番号を付けることが困難な場合には、基本どおり道路等で区分できずに、地番界で区画されている街区もございます。

次に街区符号についてご説明いたします。街区数は各丁目ほぼ同数で、地域の中心となる勝田台駅の近く、また、駅前広場から北に伸びる幹線街路沿いに1番から開始し、駅から距離を意識して、蛇行式で順に付番しています。その際、物理的に隣り合った街区に行き来ができるように、可能な限り配慮いたしました。

各街区符号の設置状況については、別図3のとおりです。

諮問第2号の説明は以上であります。よろしくご審議願います。

青柳会長

事務局から諮問第2号の説明がありました。何かご意見、ご質問はありますか？

あらためて見ますとこういう並びになってきますけど・・・

せつかくの機会です。事務局に何か聞きたいことなどありませんか？

萩野主査

補足になりますが、写真がありますのでスクリーンをご覧ください。

青柳会長

他に何かありますか？

それでは、ご意見も出つくしたようでございますので、皆様のご意見を審議会の意見として、まとめていきたいと思えます。

諮問第2号 住居表示実施に伴う街区の区域及び街区符号の決定について、事務局の案のとおり、進めてもらうということで、賛成の委員は挙手願います。

賛成全員です。

事務局の案のとおり、意見無しといたします。

本日の諮問案件は以上になりますが、他に何かございますか？

それでは今後のスケジュールについて事務局ご説明願います。

萩野主査

本日ご承認いただきました案をもちまして、法律的には30日間の公示期間を経て、今年の6月議会に字の区域の変更ということで、いわゆる勝田台北1～3丁目をつくる部分の議決を地方自治法の規定に基づいていただくということになります。

その後関係自治会との協議等がうまく整えば最短で7月の海の日を使った3連休明けには施行することとなります。

明日の15日の広報に案ということで、予定で入れさせていただいて、あわせて市のホームページにも載せさせていただいて行政として住民PRとさせていただきます。

それと関連してこれから台町自治会さん栄町町会さんの方にも今日の結果を報告させていただいて、回報とか掲示板の方にも載せていただくよう要請していく予定であります。

一応法律的な部分と今後の住民PRの部分ということで説明させていただきました。

青柳会長

ありがとうございました。

本日は活発なご議論いただきまして、事務局あるいは市当局に対しまして非常に参考になる部分多かったですと思えます。

是非このようなかたちの議論を活かしていければと思えます。

他特にならぬようでしたら、これをもちまして、住居表示審議会を閉会させていただきます。

長時間にわたり、ご審議いただきまして、ありがとうございました。